

学校図書館における読書記録の 管理方法に関する調査

—貸出記録の消去をめぐる問題を中心に—

沖縄国際大学総合文化学部

山口真也

平成17年10月22日(土)

日本図書館情報学会, 三田図書館・情報学会合同研究大会

研究の目的

- 「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」(日図協)によると、
- 利用者個人の貸出記録は、「資料管理」を目的として集められるものであり、「利用者の管理」を目的として集められるものではない。
- 資料管理以外の目的による流用(目的外利用)や漏洩を防ぐためには.....？
- 貸出記録は、「資料管理」という目的を終えた後、つまり、**資料が返却されたらできるだけすみやかに消去**しなければならない。

貸出記録は消去されているか？

- 「不要な情報は抱え込まない」「用途を終えた情報は消去する」という考えは、個人情報保護の基本的な考え方。一部の個人情報保護条例にも明記。
- 公共図書館ではWebサイトで貸出記録を返却時に消去していることをPRするところが多い。
- 西地区の私立大学図書館では、198館中187館が貸出記録を消去していない。
- 神奈川県立高校図書館では1990年代前半にブラウン式を導入。ただし、この取り組みが広がっていったかどうかははっきりしない。
- 学校図書館の貸出記録は消去されているか？
 - 消去されていないとすればなぜか？
 - 消去されない理由に妥当性があるか？

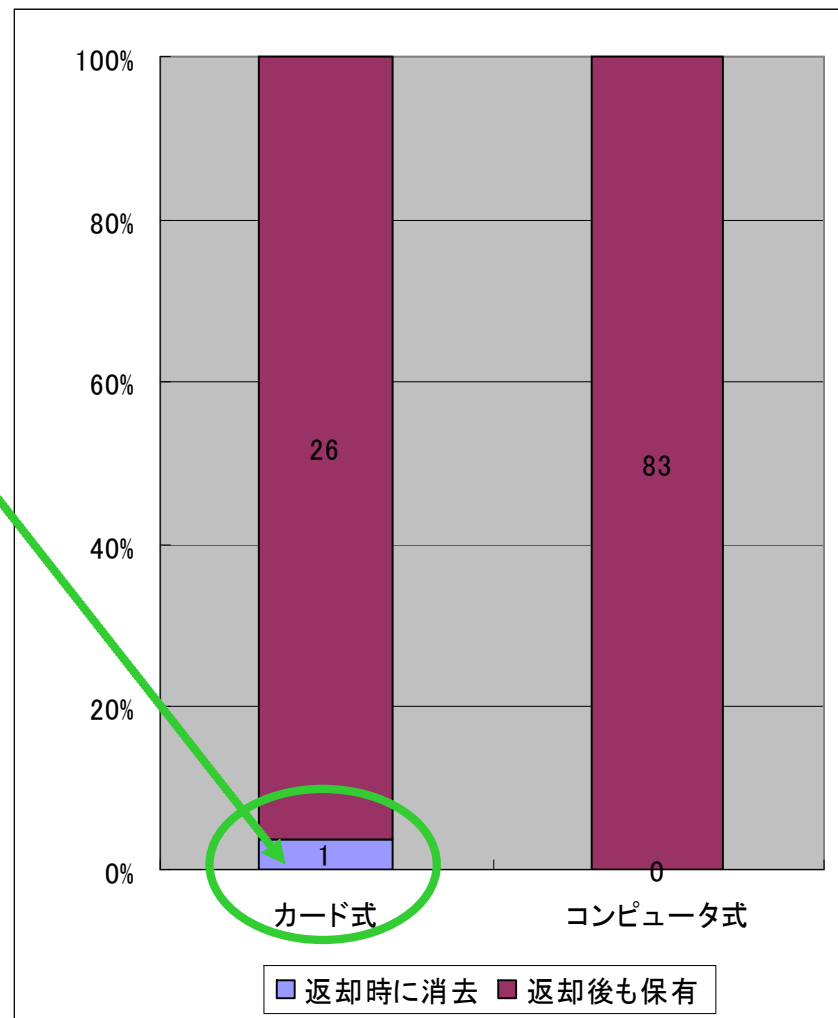


調査方法

- 調査の種類： インタビュー調査
- 調査の地域： 1970年代から全県的に学校図書館員を専任配置してきた沖縄県(小中学校にも専任職員を配置)
- 調査の対象： 小中高校に勤務する学校図書館員110名(小学校50名、中学校37名、高校23名)
- 調査の期間： 2004年3月～2005年9月
(各学校を個別に訪問して実施)

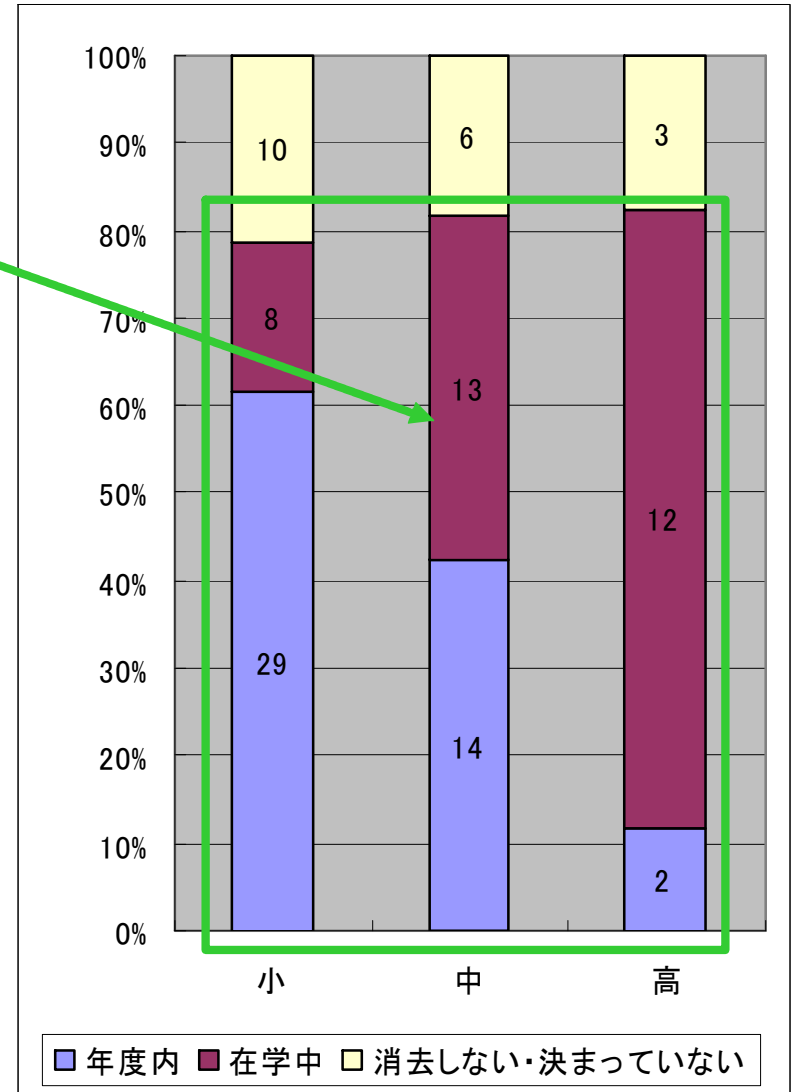
貸出記録の消去・保有状況

- 貸出記録の消去＝貸出冊数、書名情報を個人が特定される形で保有していない状態を指す。
- 高校図書館で**1館のみ**、「ブラウン式」を採用。個人情報・プライバシー保護について問題意識を持ち、自発的に図書館活動に取り組んでいる様子が分かる。
- ただし、この1館以外は、コンピュータ式、カード式を問わず、小中高、全て、貸出記録は**返却時に消去されていない**。



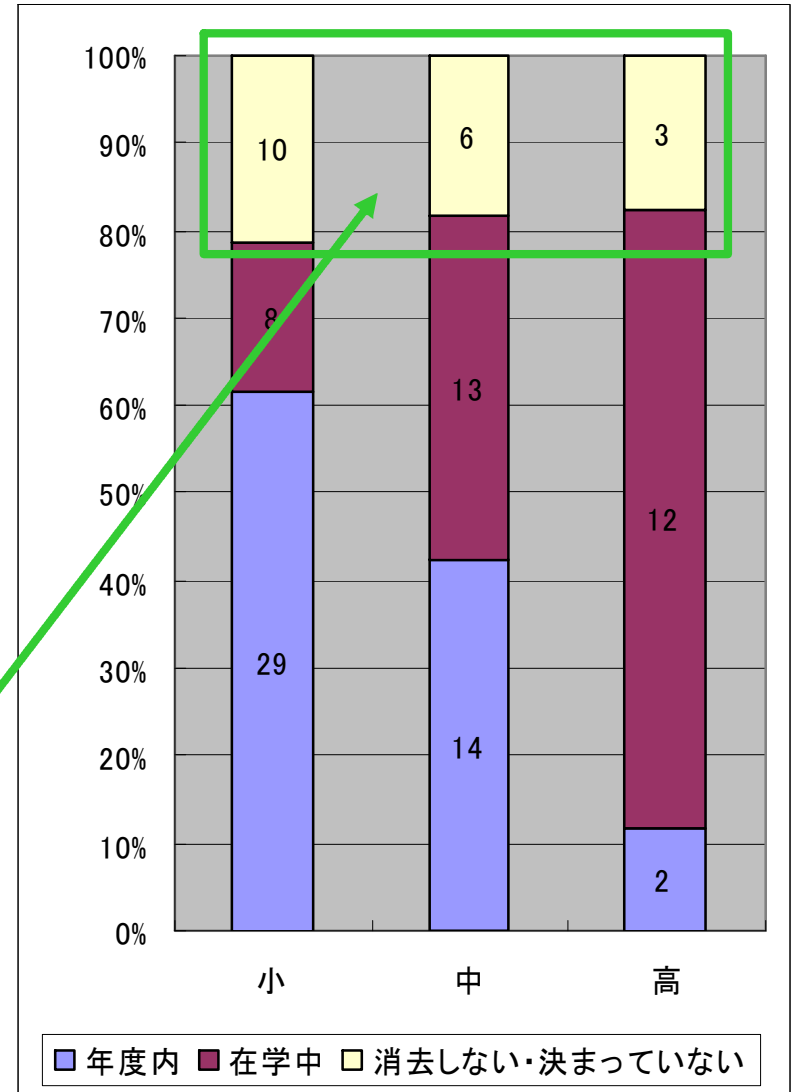
貸出記録の保有期間

- 小学校では、年度末にデータを消去、貸出カードを本人に返却するという回答が多い。中、高校になると卒業時まで記録を保有するという回答が増える。
- カード式では年度末に個人カードを返却するケースが多く、コンピュータ式では、年度更新の際に自動的に1年分の貸出記録を消去する方法が一般的。
- 全体の18%は、貸出記録を消去する時点をはっきり決めていない。「貸出記録は消去されなければならない」という**考えそのものが存在**しないことも分かる。



貸出記録の保有期間

- 小学校では、年度末にデータを消去、貸出カードを本人に返却するという回答が多い。中、高校になると卒業時まで記録を保有するという回答が増える。
- カード式では年度末に個人カードを返却するケースが多く、コンピュータ式では、年度更新の際に自動的に1年分の貸出記録を消去する方法が一般的。
- 全体の18%は、貸出記録を消去する時点をはっきり決めていない。「貸出記録は消去されなければならない」という**考えそのものが存在**しないことも分かる。



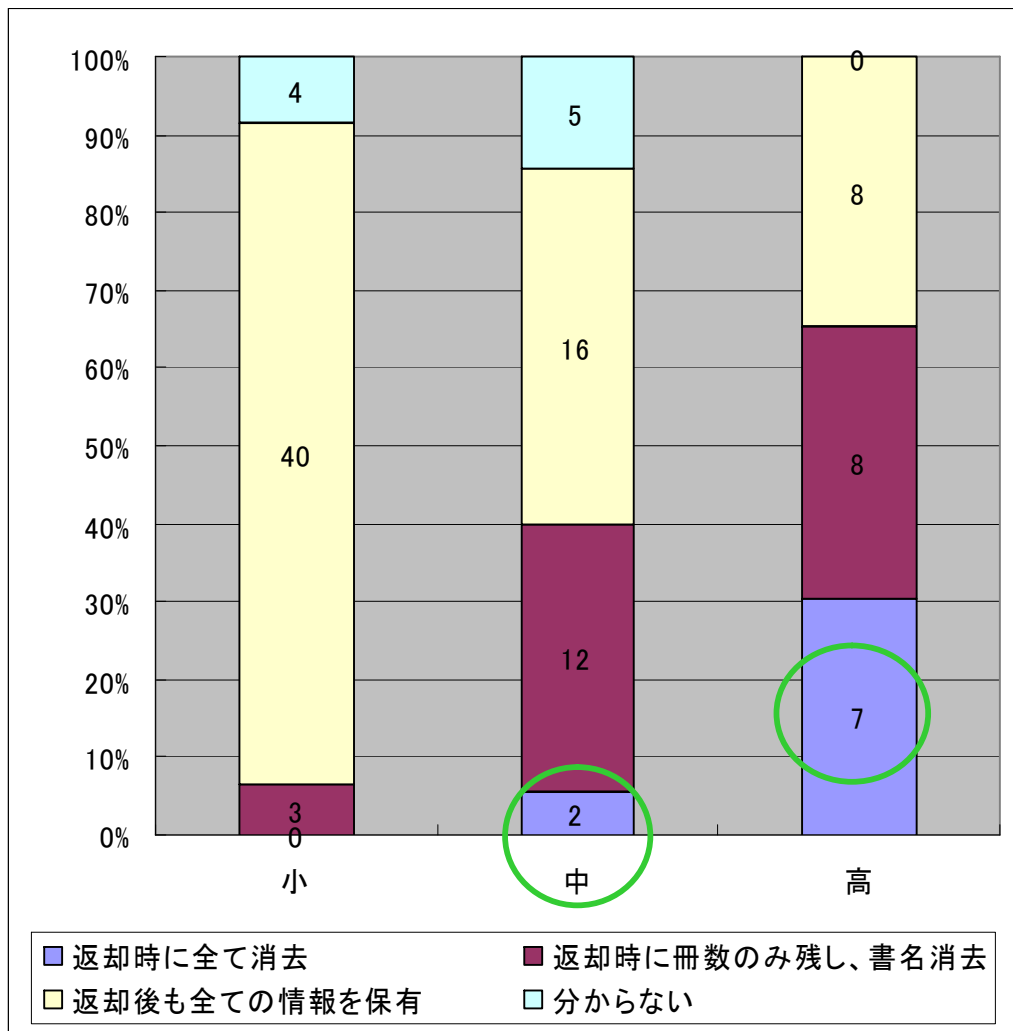
貸出記録を保有すること によって生じる問題

- 子どもたち同士で、誰がなにを借りているかをのぞきみて、いじめやからかいが起こる(コンピュータ式、カード式を問わず)、
- 個人カードに性教育の本のタイトルを悪戯書きされる、
- クラス担任が、読書指導のために、個人カードを箱ごと持っていき、
- 教員の借りた本について生徒があれこれとうわさ話をする、
- クラス担任が、自傷、拒食症、妊娠、不登校、DVなど、問題を抱える子どもの内面を知るための資料として、貸出記録を活用する
- クラス担任が、貸出記録を手がかりに、何を考えているか分からない生徒の興味を知り、進路指導を行う。

→目的外利用、漏洩といった問題が起こりうることを前提として、なお貸出記録は保有されなければならないのか？

貸出記録を保有すべきか？

- 貸出記録を回数(冊数)と書名ともに、完全に消去すべきと回答した図書館員は、**わずか9人**
- 特に小、中学校では「消去しない方がいい」という意見が圧倒的多数を占める。



なぜ消去できないのか？ なぜ保有するべきなのか？

- 学校図書館では、貸出記録の用途は**返却後もある**。
- つまり「資料管理以外の目的もある」と考えられている。
 - ① クラス担任による読書指導資料として必要
 - ② 子どもたちが読書のあゆみをふりかえるために必要

返却後の用途	小	中	高	計
① 図書館員による読書指導	4	5	3	12
② 読書指導資料としてクラス担任へ報告	45	31	2	78
③ 卒業時・年度末に記念に贈呈	20	12	5	37
④ 児童生徒が自己の読書履歴を確認	23	20	4	47
⑤ 多読賞の実施	39	29	7	75
⑥ 汚損破損状況を確認し、指導	3	2	0	5
⑦ 返却に関するトラブルへの対応	3	2	0	5
⑧ 使用していない	0	0	10	10

網掛け部分が、記録を保有しなければならない理由として多く挙げられた意見

返却後の貸出記録の用途①

読書指導資料として活用

- 沖縄県では、本土との国語力格差、基礎学力の格差に対する懸念が強く、学力向上対策の一つとして、朝の読書活動や目標冊数の設定など、学校全体での熱心な取り組みが見られる。
- こうした中で、学校図書館での貸出状況が、個人の読書状況を把握するための資料として、**1ヶ月に1回程度、クラス担任に報告**される。
- 学期ごとに配布される**通知表に貸出冊数記入欄を設ける**学校も多く、公立小中学校のほとんどで、1学期間の貸出冊数の集計、報告を求められている。

返却後の貸出記録の用途①

読書指導資料として活用

- 貸出記録(冊数)は、読書指導の資料としての利用価値が大きい。
- 個人の貸出記録を返却時に消去すると、学校全体で取り組まれている読書指導に協力できない。
- 消去した方がよいとしても、**消去できない**。

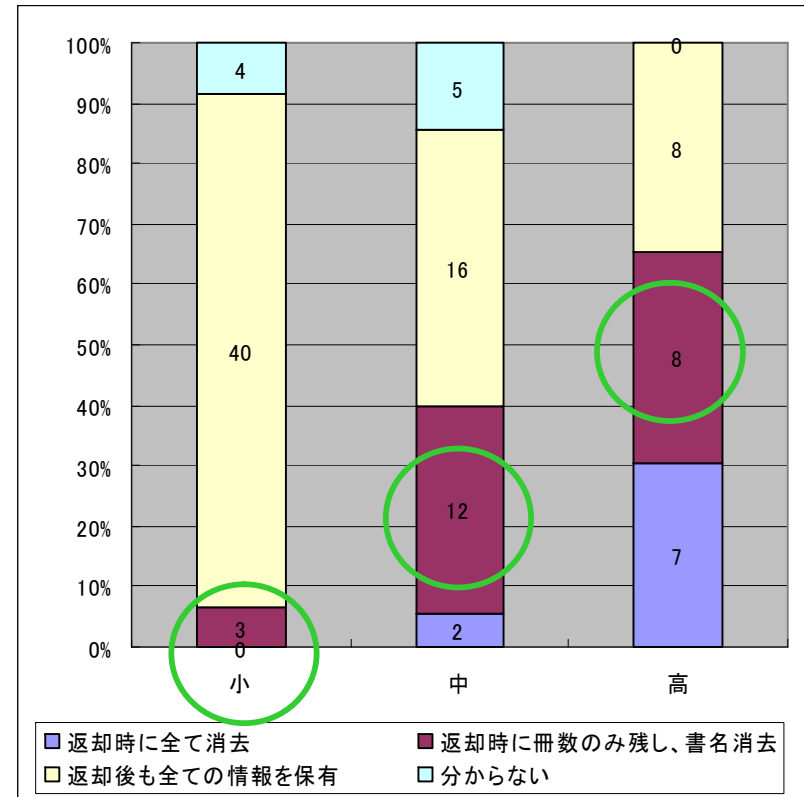
貸出冊数記入欄が
設けられた通知表→

学校生活のようす	◎……よくできる ○……だいたいできる △……がんばろう	1 学期	2 学期	3 学期
返事やあいさつが元気よくできる。				
話す人を見て、しっかり聞くことができる。				
よい姿勢で学習できる。				
学習用具を忘れずに準備することができる。				
家庭学習をきちんとすることができる。				
身のまわりの整とんができる。				
当番の仕事ができる。(給食・そうじ・日直)				
進んで読書することができる。(図書館利用)		冊	冊	冊

返却後の貸出記録の用途②

子どものために活用

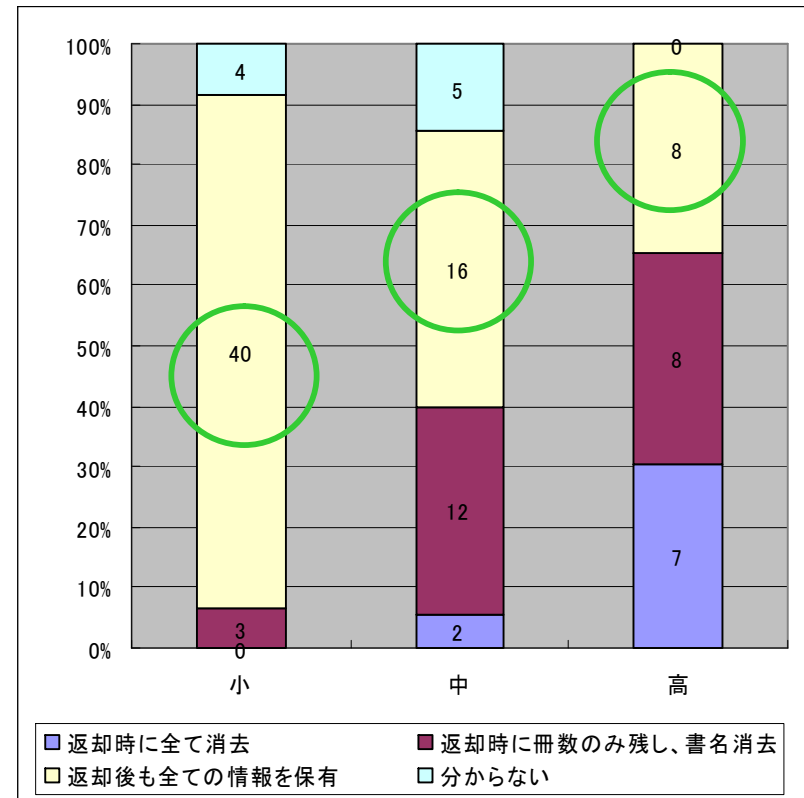
- 読書指導資料として求められるものは今のところ冊数のみ。ならば、**書名情報は消去しても良いか？**
- 小中学校、高校では、「冊数さえ残れば、書名情報は不要」という意見もある。しかし、小学校を中心に全体の6割は「書名情報も残しておきたい」と回答。
- 「子どもたちのために残しておきたい」という意見が大半を占める。



返却後の貸出記録の用途②

子どものために活用

- 読書指導資料として求められるものは今のところ冊数のみ。ならば、**書名情報は消去しても良いか？**
- 小中学校、高校では、「冊数さえ残れば、書名情報は不要」という意見もある。しかし、小学校を中心に全体の6割は「書名情報も残しておきたい」と回答。
- 「子どもたちのために残しておきたい」という意見が大半を占める。



返却後の貸出記録の用途②

子どものために活用

- 読書の達成感を味わうため、または、個人読書や学習上の必要性から子どもたちが過去の履歴を参照したがる。
- 卒業時の記念贈呈をととても喜んでいる。記録を消去すると、**子どもたちがかわいそう**。
- 学校図書館が貸出記録を消去すると、子どもたちは自分で読書ノートを記録しなければならなくなるが、読むことと書くことを結びつけると、**子どもたちは読書を嫌いになる**。
- 小学校、中学校の間は、学校図書館が利用者に代わって貸出記録を管理し、読書の記録をつけることの大切さを教えていけばよい。
- あくまでも本人のために使っているだけで、第三者に書名を知られないようにすれば、貸出記録は残っていても、特に問題はない。

問題点の検証①

個人の冊数情報の保有について

- 多くの学校図書館員は「報告義務」があると考えているが、実際にはないのでは？
 - ①毎月の報告について「カード式なので、集計に手間がかかると言って1年間、やり過ごすことができた」(中学校図書館員の発言)
 - ②通知表の記載について「学校、学年によって通知表の様式が異なる。記載しない学年もあるので、話し合っ
て冊数を記載しないようにすることもできると思う」(小学校図書館員の発言)
- 読書指導資料としての必要性を過剰に受け止めている？
- 「義務だから報告せざるを得ない」という考えは再考の余地がある

問題点の検証②

個人の書名情報の保有について

- 貸出記録を学校図書館内に残すことを前提に、保有すべき理由を考えているのではないか？
- 3月の貸出記録は、年度処理により、翌月には消える。それでも子どもたちから強い不満はない。記録が残らなければ、残らないで、子どもたちは納得するのでは？
- 読書記録を残す意義があるとしても、学校図書館内に残す必要はあるか？ 消去することを前提にすれば方法はいくらでもあるのでは？
 - ①読書ノート指導の徹底を学校全体に呼びかける、
 - ②希望者にレシート発行、メール転送など、代替案を考える

→ 「貸出記録は消去すべきである」という視点からこの問題を再検討する必要がある。

今後の課題

- 今後、学校図書館の活動が盛んになり、学校教育の中で図書館の役割が大きくなれば、①指導資料としての活用、②通知表への記載といった問題は、どこの学校でも起こりうる。
- 個人情報保護の意識が高まる今だからこそ、曖昧なまま放置するのではなく、真剣に議論するべきである。
- 沖縄県の学校図書館には、問題意識を持つと図書館員も存在する。しかし、学校間の異動が多いため、1人の取り組みだけではこの問題意識は広がっていかない。
- 沖縄県には、高校だけでなく、地区ごとに、小中学校でも図書館員が集う研究組織があり、盛んに活動している。
- 現在、インタビュー調査を通じて見えてきた疑問点について、現場の学校図書館員の方々と共に議論し、貸出記録の消去を含めて、学校図書館における貸出記録の望ましい管理方法について提案していきたい。

